

長野県契約審議会及び部会の概要

1 契約審議会

契約審議会は、契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議する。

| | | |
|---------|---|---|
| 設置根拠 | 長野県の契約に関する条例第7条 | |
| 設置目的 | 契約に関する県の取組を条例の基本理念の実現に資するものとする。 | |
| 調査・審議事項 | 別紙「契約に関する重要事項」のとおり | |
| 組 織 | 委 員 | 12人以内（任期 3年） |
| | 特別委員 | 特別の事項の調査審議に必要な数（任期 調査審議終了まで） |
| | 会 長 等 | 会長1人（委員の互選）、会長代理1人（会長の指名） |
| 会 議 | 議 長 | 会長が務める。 |
| | 会議の成立 | 過半数の出席 |
| | 議 決 | 出席委員の過半数で決定 |
| | 会議の公開 | 原則公開。ただし、長野県情報公開条例第7条各号に定める情報に関する事項は非公開。公開の場合は傍聴を認める。 |
| その他 | 条例、規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 | |

2 部会

部会は、契約の締結及び履行の確保に関する特定の事項について、知事の諮問に応じ調査審議する。

| | | |
|---------|-------------------------------|---|
| 設置根拠 | 長野県の契約に関する条例第7条、長野県契約審議会規則第5条 | |
| 設置目的 | 審議会の定めるところにより設置。 | |
| 調査・審議事項 | 別紙「契約に関する重要事項」の才などの特定の事項 | |
| 組 織 | 委員・特別委員 | 会長が指名する。 |
| | 特別委員 | 会長が指名する。 |
| | 部会長等 | 1人（部会委員の互選）、部会長代理（部会長の指名） |
| 会 議 | 議 長 | 部会長が務める。 |
| | 会議の成立 | 過半数の出席 |
| | 議 決 | 出席委員の過半数で決定。部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 |
| | 会議の公開 | 原則公開。ただし、長野県情報公開条例第7条各号に定める情報に関する事項は非公開。公開の場合は傍聴を認める。 |